

MTAハンドブック  
(研究成果有体物の取り扱い)

平成30年2月

山口大学 大学研究推進機構

## 1. MTAとは？

MTA (Material Transfer Agreement) とは、化合物、試作品、実験用動植物、微生物及び抗体などの研究成果有体物を、外部機関（研究機関、企業）の研究者との間で移転（提供又は受け入れ）する際に、その取扱いに関する取り決めを行う有体物提供契約です。

本学は、対象となる研究成果有体物は、原則として法人帰属としています。

MTA では、研究者同士ではなく、機関名義で契約を行うことを原則とします。

ただし、相手方から研究成果有体物を受領する場合には、当該相手方の求めに応じて契約を締結するものとします。

なお、役務で、試薬や試験品を購入する場合、あるいは研究成果有体物の外注分析を依頼する場合などは MTA の対象から除外されます。

## 2. MTA を締結する必要性

MTA は、主に移転される研究成果有体物の権利、取り扱い、結果として生じる知的財産権等の取り扱いについて定めるものです。

相手方へ研究成果有体物を提供する際は、その権利が本学にあることを主張し、対価を要求するためだけのものではなく、第三者への情報流出の防止や損害に対する免責という、重要な役割があります。

また、受け入れの際は、提供先から研究成果の発表や知的財産権の権利帰属、今後の研究活動に対して不必要な制限をかけられないようにすることも大切になります。

## 3. 山口大学における MTA の締結手続き

### 3-1 契約者

平成 21 年度に国立大学法人山口大学研究成果有体物取扱規則が改正され、契約の相手方が研究機関（国、地方公共団体、教育研究機関、独立行政法人、公益法人等）の場合は、本学（窓口：学術研究部産学連携課）が行い、営利機関（以下「企業」という。）の場合は技術移転機関である(有)山口ティー・エル・オー（以下「山口 TLO」という。）が主体的に実施することとなりました。

## MTA の締結（署名）権限

相手先 山口大の立場	研究機関 <sup>(注1)</sup>	企業 <sup>(注2)</sup>
提供側	学長	学長及び山口 TLO
受け入れ側 <sup>(注3)</sup>	学長又は研究者	学長又は研究者

(注1) 研究機関に研究成果有体物を提供する場合は、原則無償とします。  
ただし、研究成果有体物提供にあたって、その実費を相手方に要求する事は可能です。

(注2) 企業に研究成果有体物を提供する場合は、原則有償とします。  
ただし、共同研究の事前準備のためや、その他の特別な理由により無償提供することは妨げません。

(注3) 研究成果有体物を受け入れる場合、相手方が機関契約を求めて来た場合は、学長名で契約手続を行います。  
ただし、相手方から、研究者同士での契約で可との申し出があった場合は、これを拒みませんが、契約書の内容について産学連携課に相談してください。

※ なお、受領の際に限り、相手方から契約不要との申し出があった場合は、契約の締結は不要です。

### 3-2 MTA による収入の取り扱い

研究成果有体物提供にあたり、技術移転機関（山口 TLO）が契約締結を行った場合は、提供対価は技術移転機関が収受します。その後、手数料の20%を差し引き、本学へ支払われることとなります。

### 3-3 山口大学から外部機関へ提供するときの注意事項

下記の事例は、本学から研究成果有体物を提供する場合に注意すべきものですが、提供に当たっては様々なパターンが考えられますので次ページにより確認していただき、場合によっては事務担当（学術研究部産学連携課）へ相談してください。

#### ◆その研究成果有体物の作製者はあなた自身ですか？

他の研究機関の研究者や企業から提供を受けた研究成果有体物については、第三者に提供することが認められていない例が多数あります。受領した際の契約書を再確認してください。

また、あなた自身が作成した研究成果有体物であっても、本学に赴任される前に作製された場合、前任機関との約束ごとはありませんか？

◆その研究成果有体物は知的財産権（出願中も含む）には関係ありませんか？

- ①特許が未出願の場合、契約内容によっては、今後の出願活動に支障を起す可能性があります。
- ②また、既に特許権等の知的財産を取得、出願している場合には、MTA に特許の存在を明記し、その取扱いについても規定を盛り込む必要があります。

上記2点については、大学研究推進機構の知的財産センター、URA、コーディネーター、産学連携課又は山口 TLO までご相談ください。

◆無理な条件を要求されていませんか？

研究成果有体物の性能保証や、提供先での事故や第三者への損害賠償責任など、過度の保証を要求されるケースも考えられます。

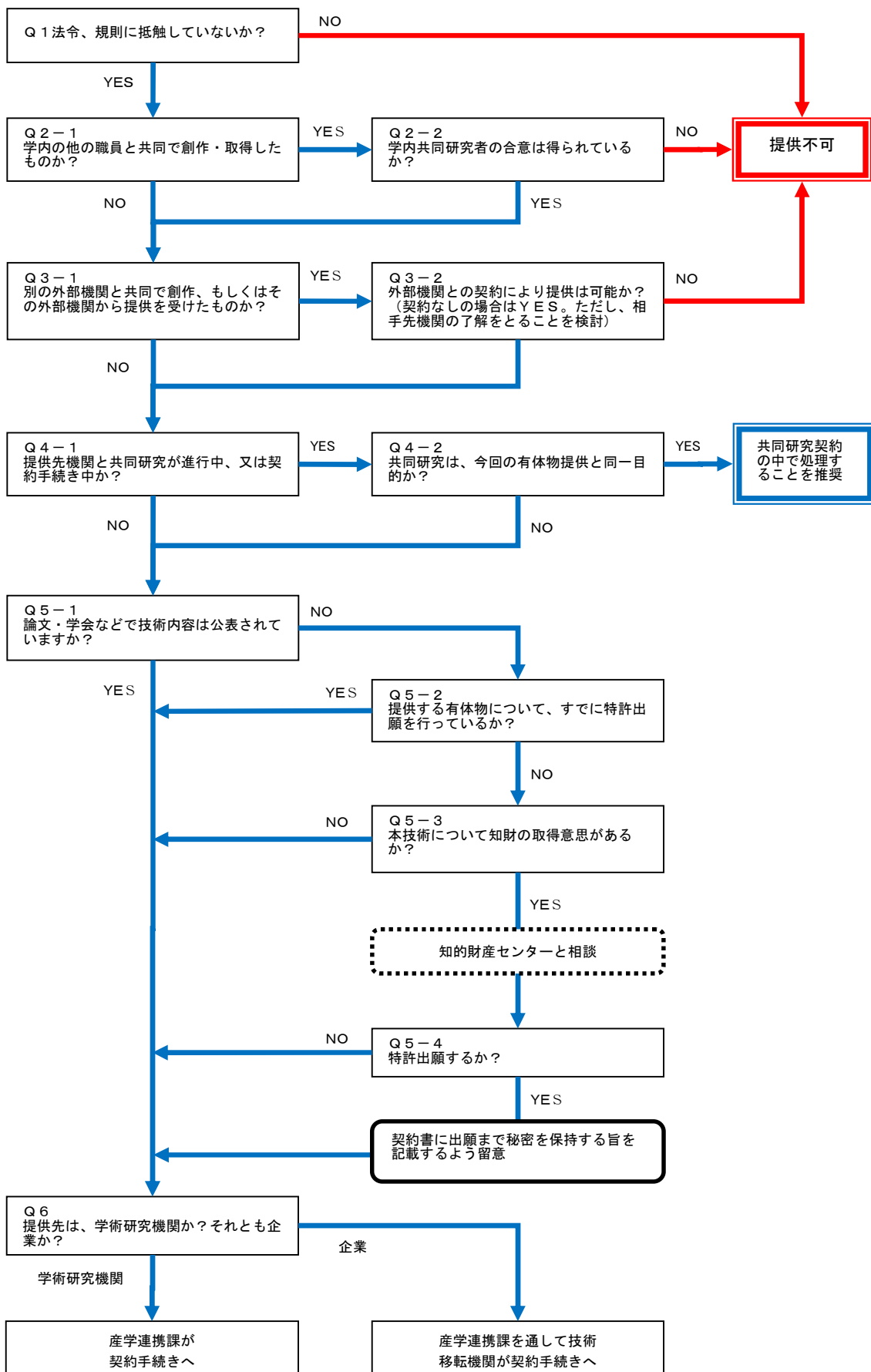
◆提供先は輸出可能な機関ですか？（特に相手方が外国機関の場合）

外為法（安全保障貿易管理）などの法令により、特定の目的に使用可能な物の輸出については制限されています。特にバイオ系試料には、生物兵器への応用が可能なものも存在します。

相手方が経済産業省の「外国ユーザーリスト」に記載され、研究目的が兵器の開発にある場合は、研究成果有体物を提供することができません。

機関の名称だけで 危険性を察知できるとは限りませんので、相手先機関の所属国や研究目的にも留意する必要があります。

# 研究成果有体物提供の判断フロー図



### 3-4 外部機関から山口大学に受け入れる場合の注意事項

MTA は提供側が作成し提案する例が大半です。研究成果有体物の受け入れを切望するあまり、相手側から課せられた条件が不利であっても、その条件を受け入れてしまいがちになります。

しかし、MTA は契約である以上、締結したからには、不利な内容でも、それを履行する義務が発生します。

下記の事例は、本学に研究成果有体物を受け入れる場合に注意すべきものですが、提供に当たっては様々なパターンが考えられますので、場合によっては事務担当（学術研究部連携課）へ相談してください。

#### ◆研究成果の発表について制限はありませんか？

研究成果有体物を使用した研究について、学会・論文等での成果発表を一切認められない場合や、不合理に制限される場合があります。

#### ◆研究成果の権利帰属はどうなっていますか？

自らの研究活動の結果として得られた知的財産等が、何の根拠もなく共有もしくは相手方の帰属とされている場合があります。

#### ◆外国機関から受領する場合について

外国機関から研究成果有体物を受領する場合には、関係法令や条約等に注意する必要があります。特に、バイオ系試料の場合は生物多様性条約等との関係性を事前にチェックすることが必要です。

また、準拠法については、提供側の国を基準とするケースがほとんどですが、本学にとっては不利な項目になりますので、協議事項若しくは被告人所在地の管轄に属するよう提案する必要があります。

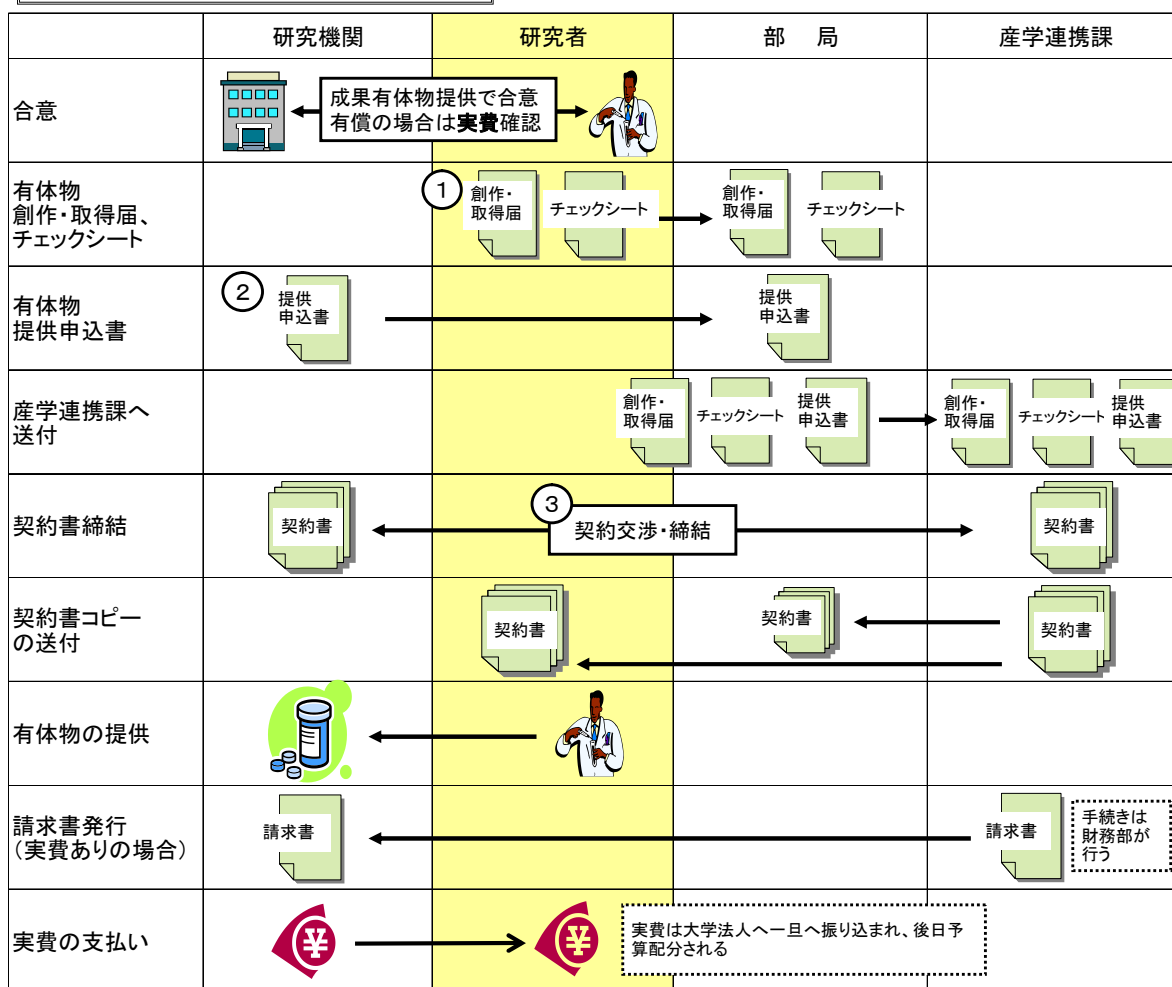
#### ～MTA を巡るトラブルの可能性～

MTA を締結しなかった場合、様々なトラブルが生じる可能性があります。現に他大学では類似の事例が報告されています。特に、研究者にとっては、発表のチャンスを失ったり、成果を不必要に提供者側と共有することは、面白いことではありません。

また、外国への研究成果有体物の提供や、生物資源を授受する場合は、「外為法（安全保障貿易管理）」や「生物多様性条約」、「カルタヘナ法」等との関係にも留意する必要があります。

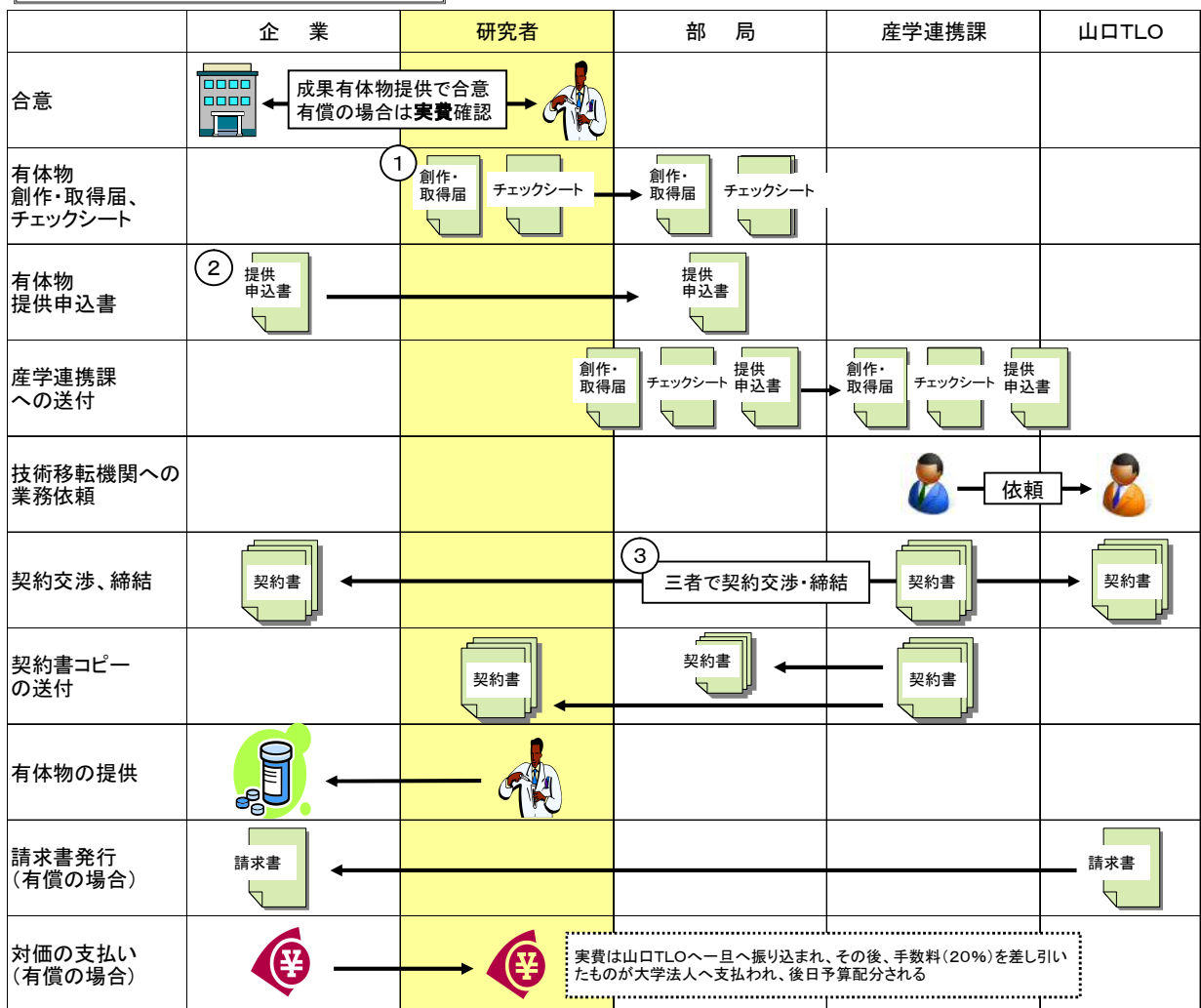
### 3-5 手続きフロー

#### 山口大学から研究機関へ提供する場合



- 山口大学から研究成果有体物を研究機関へ提供する場合、研究者は、①「研究成果有体物創作・取得届」と「チェックシート」を、また、研究機関は、②「研究成果有体物提供申込書」を、研究者の所属部局へ提出し、部局は写しを産学連携課へ提出してください。
- 各々の書式は、大学研究推進機構 HP からダウンロードできます。
  - ・「研究成果有体物創作・取得届」
  - ・「研究成果有体物提供時チェックシート」
  - ・「研究成果有体物提供申込書」
- 契約交渉③は、産学連携課が大学研究推進機構の支援の下で実施しますが、研究者の方のご協力もお願いします。

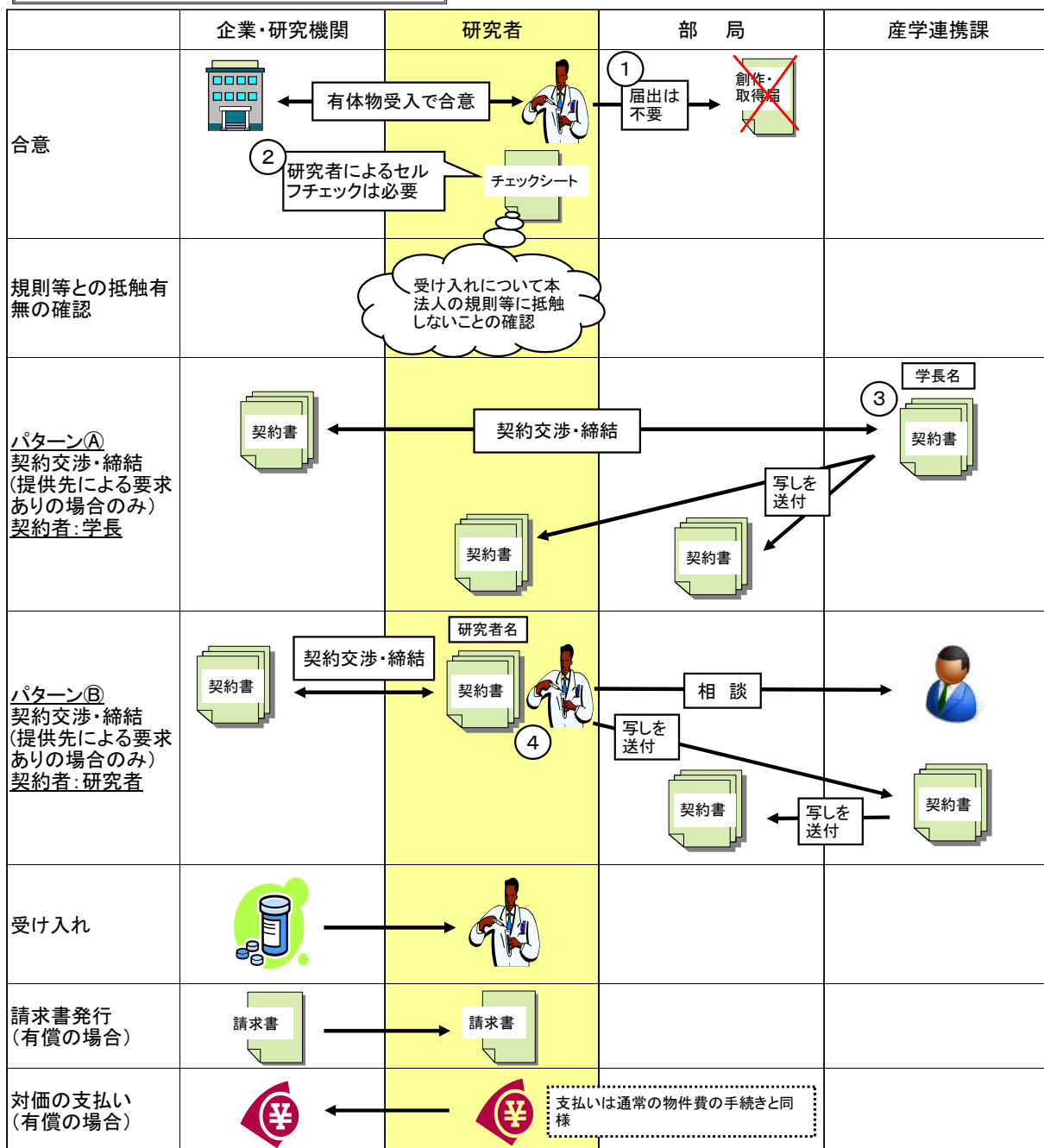
山口大学から企業へ提供する場合



- 山口大学から研究成果有体物を企業へ提供する場合、研究者は、①「研究成果有体物創作・取得届」と「チェックシート」を、また、企業は、②「研究成果有体物提供申込書」を、研究者の所属部局へ提出し、部局は写しを産学連携課へ提出してください。
- 各々の書式は、大学研究推進機構 HP からダウンロードできます。
  - ・「研究成果有体物創作・取得届」
  - ・「研究成果有体物提供時チェックシート」
  - ・「研究成果有体物提供申込書」
- 契約交渉③は、山口 TLO が主体的に実施しますが、研究者の方のご協力もお願い致します。



外部機関から山口大学へ受け入れる場合



- 外部機関（企業、研究機関）から研究成果有体物を受け入れる場合、部局への届出は不要①です。ただし、各法令及び本学の規則等に抵触していないかどうかは、各研究者においてセルフチェック②をお願いします。
- 相手方が法人契約を望んだ場合（パターン①）は、産学連携課が窓口③となりますので、連絡願います。
- 産学連携課が相手方と取り交わした契約書は、産学連携課で保管しますが、研究者が外部機関と取り交わした契約書（パターン②）は、写しを産学連携課に送付し本紙は研究者が管理④をしてください。

## 4. MTA の相談窓口

MTA についての相談窓口は、以下のとおりです。

### 1. 契約手続きに関すること

(研究試料の提供先が学術研究機関の場合・研究成果有体物を受領する場合) 担 当：学術研究部産学連携課研究契約係  
電 話：0836-85-9960 又は 9988 (内線：9960、9988)  
メール：[sh053@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:sh053@yamaguchi-u.ac.jp)

(研究試料の提供先が企業の場合)  
担 当：有限会社 山口ティール・エル・オー  
電 話：0836-22-9768 (内線：8980)  
メール：[tlojim@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:tlojim@yamaguchi-u.ac.jp)

### 2. 知的財産権に関すること

担 当：大学研究推進機構 知的財産センター  
電 話：0836-85-9964 (内線：9964)  
メール：[chizai@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:chizai@yamaguchi-u.ac.jp)

### 3. ライフサイエンス分野の研究成果有体物取扱いに関すること

担 当：大学研究推進機構 ライフサイエンス支援室  
電 話：0836-85-3062 (内線：3062)  
メール：[life-s@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:life-s@yamaguchi-u.ac.jp)